

資料1 第1回高知県おもてなし県民会議バリアフリー観光推進部会での委員からのご意見と確認状況

No.	第1回部会でのご意見	確認状況
1	車いすでの高知城の見学方法や中心商店街を出た場合の車いすの利用など、ニーズが多様化しているため、車いすを借りられる場所などの情報共有ができれば役立つのではないかと	<p>○他県ではバリアフリー観光相談窓口の機能の一つとなっている。</p> <p>【現在高知市内で車いす貸出を行う機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市産業政策課（日曜市のみで利用可能 要予約）</li> <li>・タウンモビリティステーションふくねこ</li> </ul> <p>※その他多数の観光施設等で施設内の利用に限り貸出 ⇒県内観光案内所での情報共有を図る。</p>
2	受入側の施設においてスタッフが（観光客の介助を）法的なことも含めどこまでやらなければいけないのかを情報共有していただきたい。	<p>○厚生労働省生活衛生課</p> <p><b><u>宿泊施設側の介助に関する法的文書および拘束力のあるものは現在ない。</u></b></p> <p>「厚生労働省 障害者差別解消法 衛生事業向けガイドライン（P12）」に記載のように、介助の必要な方が介助者を伴わない宿泊を妨げられないといった文書があるように、単独でお越しになった場合、必要があればしてあげることが良いのでは。との意見。</p> <p>○観光庁観光産業課</p> <p><b><u>どこまで対応したら良いという決まりはない。</u></b></p> <p>国としては旅行者自身でトラベルヘルパーなどの専門的なスキルを持つ介助者を同行して旅行する事を推奨している。</p>
3	長野県で取り組んでいる「信州型ユニバーサルツーリズム」事業が「自然&体験キャンペーン」を展開する高知県にとっても参考になるのではないかと。	<p>○別添資料1-1参照</p> <p>※その他のバリアフリー観光・ユニバーサルツーリズムに関する取組 岐阜県：平成29年度現地調査実施、ホームページ開設</p>
4	全てを観光施設・宿泊施設の方に任せるのではなく「トラベルヘルパー」のような専門資格、スキルをもった方のサービスがあることを観光客にお伝えし、こういう方と同行で旅行に来てもらうというようなことも併せて進めていけば受入施設の負担も軽減されるのではないかと。	<p>○観光庁も介助が必要な場合は専門的なスキルを持った方との同行を推奨している。（No.2回答参照）</p> <p>○「トラベルヘルパー」などの旅のヘルパー制度については他のバリアフリー観光相談窓口でも取り組んでいる場合もある（別添資料1-2参照）</p>